地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年9月25日

横浜市契約事務受任者 道路局長 田中 洋介

1 契約の概要

戸塚駅西口バスセンターエレベーター4号機ピット排水作業立会業務委託

- 2 履行(納品)場所 戸塚区戸塚町16番地先
- 3 契約日 令和6年8月27日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年10月31日
- 5 契約金額

49,500円(うち消費税及び地方消費税相当額4,500円)

契約の相手方(名称及び所在)東京都台東区上野3-4-9中央エレベーター工業株式会社 代表取締役 福田 賢司

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年8月27日に、戸塚駅西口バスセンターエレベーター4号機ピットに雨水が貯まっていることが確認されました。雨水がこれ以上貯まると、安全上の措置として、エレベーターの利用停止が必要となり、利用停止が長期化すると、利用者に多大な影響を及ぼすため、別途雨水排水の緊急契約を行いました。

本業務委託は、別途排水業者がバキューム車にて排水作業を行う際に、作業が安全に 行えるようエレベーターの操作ほか立会いを緊急契約にて行ったものです。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターの点検保守会社である中央エレベーター工業株式会社以外では、エレベーターを操作し、別途排水業者が安全に作業を行えるよう立会うことが不可能

であるため。

9 所管課

道路局道路部施設課